

第3章 地方公共団体における再生整備の具体的な進め方

1. PDCAサイクル²²による施設整備

(1) 現状の適確な把握

厳しい財政状況の下で、今後も増加する膨大な老朽施設を効率的かつ効果的に再生していくためには、これまでの改修履歴や償却年限だけではなく、施設の劣化状況や、教育内容・方法への適応状況²³など、現状を適確に把握することが必要である。その際、対象施設がどの程度の状態であるかを総合的かつ客観的に把握することが重要である。また、これらの取組は、定期的かつ継続的に行うことが必要である。さらに、把握したデータについては、体系的なデータベースとして保管・活用していくことが重要である。

なお、現状を把握するに当たっては、今後、少子化が更に進み、既存ストックの有効活用や複合化・共用化等を図っていくことを考慮に入れると、地域における他の公共施設の劣化状況や利用状況等も含めて、総合的に把握することも有効である。

(2) 整備計画の検討・策定

学校施設の改修・改築を行うに当たっては、上記において把握した現状の課題を整理した上で、当該地方公共団体における全体的な中長期の行政計画や、教育ビジョン、学校施設整備基本構想²⁴等との整合を図りつつ、児童生徒数の動向も踏まえながら、中長期的な整備計画を策定することが重要である。その際には、目標耐用年数を設定するなど、個々の施設の整備時期を明確化するとともに、既存ストックの状況、将来の利用状況等を見極めつつ、長寿命化やスペースの有効活用、規模の適正化を図るなど施設のマネジメントを行うことが重要である。あわせて、将来の財政収支状況や少子化の進展等も踏まえ、整備の優先順位付けによる事業コストの平準化の方針を盛り込むことが重要である。

施設の管理に係る経費のうち運用管理段階に発生する保全費、修繕費、改善費や運用費（光熱水費等）は初期の建築費の4～5倍に達する例もある。このため、現状の把握によって整理した優先順位を踏まえ、整備対象の重点化を図るとともに、目標耐用年数やライフサイクルコストの算定も考慮に入れた実施計画を策定することが重要である。

また、教職員や保護者、地域住民、関係する行政部局の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、計画を検討・策定するとともに、その内容や意義等について地域住民等に広く周知することが重要である。

²² Plan（目標設定）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）。「学校施設の適切な維持・改善を図っていくためには、まず、学校施設が現在どのような状態にあり、どのような運営をしているのかといった施設の実態を把握することが必要であり、その上で、自らの取組を適切に評価することにより、計画的かつ効率的な維持・改善につなげていくことが必要」とされている（「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～（最終報告）」（平成21年3月））。

²³ 教育内容・方法への適応状況の把握に際しては、「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～（最終報告）」（平成21年3月）で示した観点を活用することも有効である。

²⁴ 学校施設整備基本構想の策定の基本的な考え方やプロセス等については、「学校基本構想の在り方について」（平成25年3月）を参照されたい。

(3) 改修等の実施

改修等を行う際には、日常の維持管理が行いやすいよう配慮した計画とすることが重要である。例えば、将来の需要の変化に備え、間仕切りや配管の変更を容易にするため柔軟性を備えた計画とすることも有効である。

さらに、断熱化や高効率照明・空調、太陽光等の再生可能エネルギーの活用による光熱水費削減など、ライフサイクルコストの低減に向けた取組を行うことも重要である。

なお、改築を行う場合においても、同様の考え方の下、より長期間施設が活用されることを見据え、将来の変更にも耐えうる自由度の高い計画とすることが重要である²⁵。

(4) 適切な維持管理の実施

施設設備の不具合を早期に発見して処置することは、事故を未然に防ぐばかりでなく、結果的に経済的な維持管理が可能となる。このため、教職員や設置者による日常的な点検や清掃の適確な実施のほか、中長期の視点で計画的に修繕することが重要である。さらには、維持修繕の実施時期や実施箇所等を定めた中長期の修繕計画を策定するとともに、その計画に沿って確実に修繕できるよう人材や予算の確保に努めることも重要である。

また、施設の長寿命化に当たっては、日常の維持管理が重要であり、従来、改築に要していた費用の一部を維持修繕に活用するなど費用面でも配慮するとともに、必要に応じて中規模修繕を行っていくことも考えられる。

(5) 継続的な評価の実施

整備による効果の検証を継続的に行うとともに、より効果的な整備手法など改善すべき点について課題を整理し、次期計画に反映していくサイクルを確立することが重要である。

2. 組織体制の充実

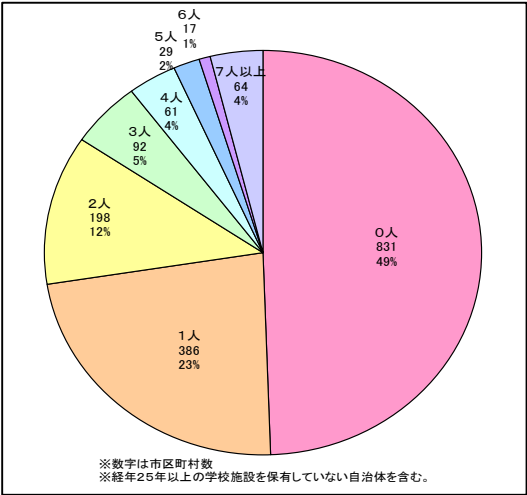
上記に掲げた整備を行っていくに当たっては、劣化度の診断や計画の策定など一定の技術的知見が必要となる。しかしながら、アンケート調査の結果によると、教育委員会において施設担当技術職員を有していない地方公共団体は約半数にもなる（図表 2 1）。これらの地方公共団体においては、施設担当技術職員を有している地方公共団体と比較して、中長期の整備計画の策定が進んでいない（図表 2 2）。

今後、更に増加する老朽施設の状況を適確に把握するとともに、適時・適切に計画を策定の上、改修等を行うためには、営繕担当部局の協力も得つつ、組織体制の充実を図ることが求められる。また、一部事務組合の仕組みを活用するなど、所管する施設の維

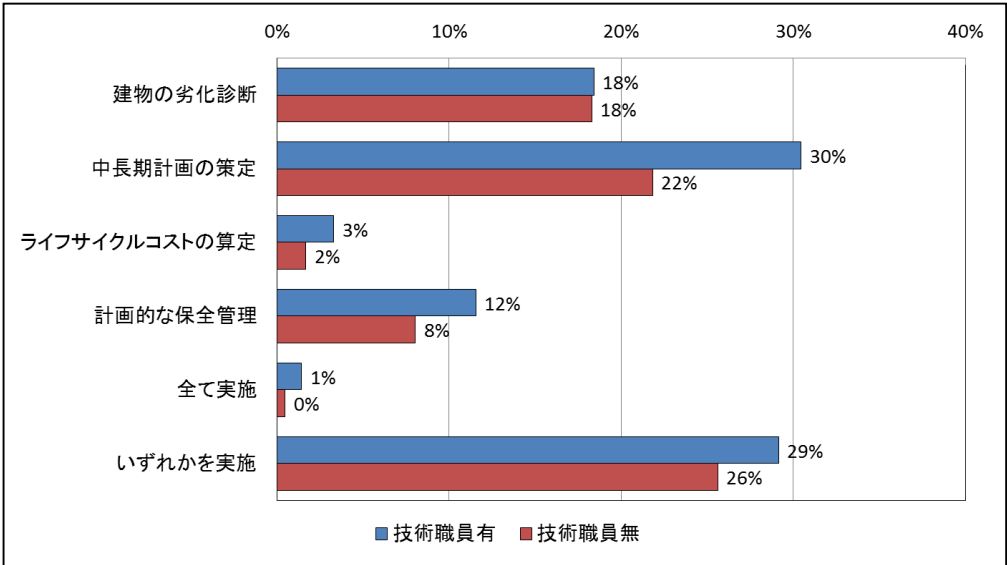
²⁵ 工事の実施に当たっては、①改修は工事ごとの施工条件によって工程及び工事費に大きく影響すること、②騒音・振動・塵埃が発生することから短期間工事が望ましいこと、③全体計画が複数年にまたがりやすいこと、④夏休み期間中に完了するには、準備工程を十分確保し現場工程が最短となるように発注段階での事前検討が特に重要なこと、⑤仮設校舎等の対応は高コストとなること等にも留意する必要がある、有効な具体的な手法については今後検討が必要。

持管理業務について近隣の地方公共団体との連携を図ることも考えられる²⁶。

さらに，退職した技術職員を嘱託職員として再雇用するなど様々な形で技術的な知見の不足を補う仕組みを整えるとともに，その知見を後年に引き継いでいくことを意識的に行うよう工夫することも重要である。



図表 21：教育委員会の施設担当技術職員の数
(アンケート調査)



図表 22：老朽化対策の積極的取組状況
(アンケート調査)

²⁶ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項において、「普通地方公共団体及び特別区は，その事務の一部を共同処理するため，その協議により規約を定め，都道府県の加入するものにあつては総務大臣，その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て，一部事務組合を設けることができる」とこととなり，教育事務に関する一部事務組合については，総務大臣又は都道府県知事の許可の前に，それぞれ文部科学大臣又は当該都道府県委員会の意見を聴かなければならないこととされている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第60条第5項)。また，同法第55条の2において，「市町村は，近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため，地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め，地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする」とこととされている。